

# 京 枅 座 に つ い て

脇 田 修

【要約】 石高制を基礎とし、米穀を主要な商品とする近世封建社会において、量制の問題が重要な位置を占めたことはいうまでもない。すでに宝月圭吾氏が、この問題についてのすぐれた研究を発表されているのであるが、本稿はたまたま調査することをえた京枅座文書によりつつ、幕府商業統制策の一環としてなされた枅座の成立と構造を解明した。京枅座は幕府と関係の深い大工頭中井家配下の棟梁がこれに当り、生産、価格など幕府の統制と特権的保護をうけており、この分析は、かかる特権的業者の内容を示すとともに領主市場統制についても明らかにするところがあると考ええる。

量制の問題は、石高制に基礎をおき、したがって米穀が地代として収取され、主要な商品となっていた近世封建社会の経済を研究するのに、基礎的な課題であることは明らかであろう。私も近世全国市場の構造を追求する中で、量制史に興味をもちはじめたのである。<sup>①</sup>

すでにこの問題に関しては、宝月圭吾氏『中世量制史の研究』があり、豊富な実証により、主要な問題を明らかにされている。それ故改めて付加すべきことも少ないよう

であるが、先年たまたま機会をえて京枅座福井家文書を調査することができ、これを検討、紹介することによって、枅座の内部構造を明らかにし、京枅の研究にも、若干の知見を加えることができると考えた。<sup>②</sup>

福井家は寛永年間に京枅座として創業、近世を通じて、京枅座の地位にあり、維新後も斯業を続け、現在に及んでいる。したがって同家に保存される史料は、延宝年間の京中大火により、初期の文書を焼失しているとはいえ、元禄・

享保以降のものを残し、貴重な史料となっている。本稿は、この文書を中心として、京柁座の成立と構造を明らかにしようとするものであり、それによって幕府商業統制の一部門の実態を知りたいと考える。

① 筆者著『近世封建社会の経済構造』参照。

② 福井家由緒書による京柁座の成立については、小葉田淳教授が『15～17世紀における物価変動の研究』の解説において若干触れておられる。

## 一 柁座の成立

柁座は柁の製造・販売を領掌するところであったが、その実態については必ずしも明らかではない。しかしその成立状況について検討するならば、これが領主階級にとって、如何に重要視されたかを示しているであろう。

江戸柁座は早くより樽藤左衛門家であった。樽家は享保十年八月書上による「先祖由緒書」によれば、喜多村・奈良両家とならぶ江戸町年寄の三家の一であり、先祖は家康に仕えた水野忠政の孫弥吉康忠であり、改名して樽三四郎と称したものと伝える。天正九年五月遠州町々支配を命ぜられ、江戸入府後は天正十八年八月十五日江戸町々支配を

仰付けられた名門で、慶長十七年には東海道・中仙道の一里塚建設にも参与している特権的町人であった。ところで樽家由緒書には、残念ながら柁座については、「東三十三ヶ国柁之儀、古来被仰付ゆ」と述べるのみで、他に伝えるところがないのである。③ しかも東三十三ヶ国柁管掌のことは、寛文年間のことと考えられ、その成立期について伝えるところがないと云ってよい。ただこれによっても、樽家が特権的町人であり、三河以来の由緒により、柁座になったことは明らかであろう。またこの江戸柁座の柁は京柁とは異り、五寸四方深さ二寸九分、新京柁九合六勺四才に相当するものであり、通用範囲もほぼ江戸とその周辺に限られていたと見てもよい。以上不十分であるが江戸柁座について眺めた。

京柁座についても、これまた延宝元年の大火によって焼失したため、成立当初の文書を欠いているのが遺憾であるが、福井家由緒書を通じて、その状況を眺めてみたいと思う。④

福井家の由緒を伝えるものとして、享保十一年畿内大工の棟梁である中井主水の文書(写)がある。これは大坂町奉

行宛の福井家書上に添書したものであるが、それによれば、

京枅売出し候儀、元和年中伏見御城御用相勤候私祖父中井大和守支配仕候棟梁山村与助ニ被仰付候、与助儀其後大坂御城御用相務申候ニ付、枅之儀御免御切米百俵被下候、其以後京都出水三左衛門ト申棟梁ニ枅御用被仰付候、三左衛門跡、京都鈴木源太夫ト申棟梁ニ被仰付候、源太夫病死跡目無御座、寛永十一戊年板倉周防守殿御所司之節、福井作左衛門ト申棟梁ニ被仰付候、当作左衛門迄六代枅之儀相続仕候

この添書は、京枅座の由来を伝えているが、更に元禄十一年十二月付福井作左衛門由緒書上(控)をも掲げてみよう。

乍恐私由緒書之支

一、大和国福井村と申所ニ私祖父福井作左衛門迄ハ地侍ニ而罷在候、然処ニ大工之道稽古仕、親源太夫私迄棟梁ニ罷成候事、

権現様大坂 御出陣ニ中井大和守手下ニ付私祖父罷出御帰陣迄相勤申候事

一、右 御帰陣以後摂州住吉天王寺御作支ニ罷出、大工之棟梁仕候、其後大坂御城御作支駿河御作支江戸御本丸紅葉山御作支相勤申、

一、六十五年以前石清水八幡宮御造営之時、私祖父相勤申内ニ大猷院様 御上洛ニ付、板倉周防守殿江中井大和守被申上、二条

御城御用之大工棟梁ニ私祖父作左衛門ニ被為仰付候事

一、五十年前ニ板倉周防守殿江中井大和守被申上、祖父作左衛門跡役私親源太夫ニ被為仰付候支

一、式十七年以前ニ永井伊賀守殿江中井主水正被申上、私親源太夫跡役私ニ被為仰付候、私迄三代御用被為仰付候事難有奉存候以上

二条御城大工棟梁

元禄十一年寅十二月

福井作左衛門<sup>印</sup>

以上、もつとも信憑しうると思われる由緒書二通を検討してみると、福井家は中井大和守配下の御用大工であり、幕府関係の幾つかの作事にも参加しており、寛永十一年枅座に命ぜられるとともに二条城御用大工となっていることが判明する。さらに京枅座について、徳川幕府においては、必ずしも旧来の枅業者ではなく、山村与助、出水三左衛門、鈴木源太夫と、いずれも中井大和守配下の大工が、これに当たっていたことが判明する。この中で、出水、鈴木の両名については不明であるが、当初枅座のことに当たった山村与助については判明する。彼は後大坂に移り、寺嶋、尼崎とならぶ大坂三町人の一人であったから、もし枅座となったとすれば、恐らく伏見在住の際と思われるが、山村家の由

緒書は文化五年に書かれたものでもあり、記載はない。ただ家康、伏見在城の時、御用大工となり、廿石、四人扶持を給わり、元和二年には配下の諸職人を率いて大坂に移り、京橋一丁目に住し、大坂城修築のことに當つたのであるから、枼座を命ぜられたとすれば、与助の伏見在住時代と見うるであらう。<sup>⑥</sup>

すなわち京枼座については、秀吉死後、徳川家康が、改めて山村与助ら中井大和守配下の大工に命じて、これを製造せしめたものと思われ、年代的には慶長年間に成立始源を遡りうるであらう。徳川氏に密接な関係を有する者に、これを命じたことは、江戸枼座の場合と同様であった。

さて、江戸枼座が独自の枼をもち、かなり小範圍にしか流通しえなかつたことは先に述べたが、京枼座の場合には、京枼自体が経済界の中心である上方にあつて、広く行われていたのであつて、その影響ははるかに大きかつたばかりでなく、何よりも秀吉時代京枼は全国検地と併行して用いられたものであつた。従つて京枼は全国的に通用する程の影響を有していたのである。この点については宝月圭吾氏の研究に詳細であるので省略したいが、ここでは京枼座の

成立事情とからませて、京枼の異同について、若干私見を述べておきたいと考える。

周知のように京枼は、一口に京枼といっても、そこに随分異同のあることは知られている。秀吉政権下の京枼が、現存する古枼の実測によつても、容積が異なつており、せいぜい一国単位で統一したのではないかと考えられているのであるが、それより現在の一升「新京枼」にいたる変化も必ずしも明らかではない。

今枼座の史料によれば、いわゆる四寸九分四方、深さ二寸七分の新京枼は、既に寛永十一年福井家が枼座になつた際には定まつていたことは、「板倉周防守被仰付い鈴木源太夫と請取申御本之卷升枼」という、元禄十七年六月付町奉行宛願書の一節にも明らかであるが、この「御本之枼」が新京枼であることは相違ない。ところでこの新京枼の成立年代はいつであらうか。元和八年の毛利重能の割算書には、「京枼は口五寸四方、深さ二寸五分」とあり、寛永四年、吉田光由の著わした塵劫記には、この枼は、「昔升」として記されている。すなわち新京枼の成立は、元和末年から寛永初年の頃と考えられるのである。<sup>⑦</sup>ところで早く、

新京枅の成立期を考証した狩谷掖斎は、つぎのような注目すべき見解を伝えている。<sup>⑤</sup>

すなわち、その考証によれば、秀吉の枅は、播磨芥田家所蔵の枅と考え、更に注目すべきは、「昔枅アリ、慶長ノ時、伏見ニテ作ラレント云伝フ、方五寸深式寸五分ナリ」と述べ、この六拾式寸五百分の枅が、古枅、昔枅として、寛永四年刊の塵劫記に記載されていることを指摘している点である。もちろん当時既に京枅は新京枅であつたとしているのである。このように掖斎は、伏見(京)枅が、慶長の時、伏見にて作られたと指摘するのであるが、このことは、京枅座福井家の所伝にある、山村与助が伏見在住時に枅御用を仰付けられたとするものをあわせ考えるならば、ほぼ信用するに足るものがあろう。

すなわち、従来、京枅の研究において、実は秀吉の京枅と、新京枅の二種類の枅しか考えられていないのであるが、もし掖斎の説を考えるならば少くとも慶長京枅を含め三種類がおこなわれたことを考えねばならないのではないかと思われる。しからは慶長京枅が何時おこなわれたかが問題であるが、恐らく家康伏見在城当時であろう。ところで

れを裏付ける史料は、加賀藩において、「慶長十五年には云々、天下の枅に不同あり、就夫御改被成、京の枅を正して、五寸四方に高式寸五分菊判枅ニ当レリ⑥一尺六寸ニ米壹斗六升入りの図りなり、是を京枅といふ」との一節であり、また「今量トシテ六二五ヲ量法ニ立ツ一升を経リ五寸ニ深サ二寸五分量也、然レトモ此法世ニ行ナハレスシテ止ム⑦」とある。従つて慶長に京枅が改定されたと思ふであろう。<sup>⑧</sup>ところでこの枅は初期江戸枅と同様のものであるから、江戸枅座は寛文迄これを用いたのである。さて枅座の成立事情とあわせ見るならば、次のような推定も可能であろう。

まず京枅には豊臣期における京枅と、慶長期、伏見で作られた京枅があつた。この二つの京枅は、豊臣期のそれが、一定でないために、伏見製作の京枅が、前代のその一種であるか、別箇のものかは不明であるが、ともかく京枅には二種類あつたことが明らかである。枅が領主にとり、政策上、いかに関心が払われていたかは周知のこととなつてゐるが、秀吉政権のち、家康が自己の京枅を設定することとは、彼の権力を示すものとして、当然予想されることであらう。それが江戸枅と同量であつたというのは、あるい

は自己の領域で使用された柁を、京柁に指定したのかも知れない。この点は全く臆測にすぎないのであるが、それほど柁は領主経済と密接な関連をもっているのである。家康が畿内経済を京・伏見において掌握したとき、かかる体制の整備がなされたものといふことができよう。

しからは新京柁の採用は、どのような意味をもっているであろうか。慶長京柁は、「此法世ニ行ナハレスシテム」とあるように、畿内で通用しなかつたのは、その設定に無理があつたからと、もう一つの理由は、豊臣氏が滅亡し、徳川政権が畿内を完全に掌握したという政治的経済的条件の変化からであろうと考える。徳川政権の上方・関東に対する施策は、初期においてはそれなりに両者の特殊の条件を加味して、二元的なものであつたから畿内<sup>⑧</sup>については、あまり通用しなかつた慶長京柁を止め、改めて新京柁を採用したものと考える。

さて成立した京柁座の内容であるが、この時期には、なお寛文以降にみるような特権的地位を確立していなかつた。寛文三年七月の一札は、焼失以前の文書で写として残されている唯一のものであるが、それは次のような内容である。

指上申一札之事

一京判升大工之儀我等親源太夫跡無相違拙者ニ被仰付候事奈奉存候、其上前々升被仰付候大工出水三左衛門鈴木源太夫其ノ我等親福井源太夫ニ至迄、升作徳之内少々御家江上ケ来リ候所ニ今度運上之所御免被成、一円ニ我等ニ被下候事奈奉存候、然上者御升之儀弥念越入可仕候、若以来不尋之仕合御座候歟、升之任儀以下ニ付惣□儀御座候へハ何時<sup>⑨</sup>御座候上己来余人江可被為仰付候、其時一言之御断申上間敷候、仍後日状如件

寛文三年卯七月十九日 福井源太夫書判

中井主水正様

すなわち、山村与助はほぼ中井と同格の家柄であつたが、以後は中井の支配下にあり、その配下の大工の中から選んで、実際に柁製作の事に当らしたと見られる。この一札によれば中井家に対し、従来柁座より「作徳」の一部を運上として差出していたことが判明するとともに、これを免除されたことは、この後柁座は制度的に中井の下にあつたとしても、実質的に自立したものと考えることができる。寛文年間には云々迄もなく柁座の確立した時期に当っているが、この全国的な柁座一政策の実施過程において、この運上廃止が行われたことを指摘しておきたい。

以上枡座の成立について検討してきたが、京枡座については、いささか知見を加えたと考える。

- ① 江戸町年寄由緒書写(『史籍雜纂』卷三、二二頁以下)
  - ② 三河後風土記には江戸町支配などを命じられた時、「東国枡の事支配を命ぜらる」とあるが。
  - ③ 福井家は代々枡座を伝え、現在も營業されている。作左衛門名を世襲した。以下註記せぬ限り、同家文書による。
  - ④ 秀吉政権下においては特定の枡製作業者を指定したとは思えない。
  - ⑤ 『大阪市史』第一、二九七頁、「三町人由緒書」第五、一五三頁以下
  - ⑥ 『15〜17世紀における物価変動の研究』小葉田淳教授解説
  - ⑦ 宝月氏前掲書四三六頁
  - ⑧ 『本朝度量權衡攷下』
  - ⑨ 芥田枡は「立五寸五分、横五寸五分、ふかさ式寸四分、半、但内のり也、此写國中江可相渡御座ニ外也 天正十八年正月日」と底書があり、表には鉄がうってある。
  - ⑩ 口米考所収三壹記『越中史料』卷二 一七二、三頁
  - ⑪ 三州志 同 同
- なお、加賀藩の枡改定は、慶長十三年二月十日の定でおこなわれていて十五年のものとの関連が問題であるが不明である。
- ⑫ 家康による京枡制定を事実とするならば次のような点が考慮しうる。すなわち、慶長十年前後に諸藩が判枡を採用しているのであるが、これは秀吉の京枡ではなく、この慶長京枡ではな

いか、そしてこれを全般に規定したのが、十五年頃かと考えられる。

⑬ 「近世における東と西」『国文学の解釈と観賞』三八年四月号に簡単に触れておいた。

## 二 京枡と枡座

枡座の成立について眺めてきたが、寛文三年の時点で、京枡座は中井家より自立をしたと述べた。この寛文年間は、新京枡が全国的に流通すべき旨の幕府政策が定まった時期でもあった。寛文八年四月「公儀より御定の升の外、いにしへより其所ニ有来升、其外如何様之升を用来升哉、様子書付可被差越事」<sup>①</sup>という調査がおこなわれ、翌九年二月には、「江戸升今度京升のことく御改升一同被仰付申間、望之者は樽屋藤左衛門所え参可申外、新升之直段老挺ニ付、代銀四匁宛ニ御定被仰付外」<sup>②</sup>という触がおこなわれている。同じく八月には、「当閏十月朔日より一切古升用申間敷旨」<sup>③</sup>を令し、同十年九月の覚は「去年より京升の寸法にて新升被仰付之処、于今古升を用外所有之由其聞外、高卷万石付て新升五十宛之積、高に應し樽屋藤左衛門所より求之、江戸井領内において可被用之者也」<sup>④</sup>と触れている。寛文十一

年三月には、再び古升禁止などを令している。<sup>④</sup>これら法令は江戸枅について行われたものであって、残念ながら、京枅については具体的な事情を知ることができないが、これによって、幕府は従来二元化していた枅を統一したのである。これを京枅において統一したのは、米穀市場における畿内の地位が優位にあり、しかも江戸廻米の円滑化を図る措置であったと考える。かくして東西枅座はそれぞれ新京枅を製作したのであるが、これらが東西三十三カ国の独占の流通を認められたのも、恐らくこの前後であろうと思われる。枅座のかかる全国を二分する独占的体制が、何時実施されるようになったか、必ずしも明らかではないが、枅座においては承応二年閏六月には、守随、神両枅座の東西三十三カ国通用の触がおこなわれているから、<sup>④</sup>少くとも枅座においても、寛文期には、このような体制をとっていると考えられる。

この京枅の全国通用と、それに伴う両枅座の特権賦予は、一連の幕府商業政策と密接な関連をもっている。なぜなら、枅座は承応二年に東西二分の体制を示し、両枅座の秤を通用せしめるとともに、明暦元年、万治二年には古秤の禁止

をおこなっていた。<sup>⑥</sup>天秤と関係の深い分銅座についても寛文五年三月、独占強化と公定直段を定めており、<sup>⑥</sup>寛保三年の触によれば、「寛文中改以前之古分銅」と述べていて、<sup>⑦</sup>寛文五年改定が一つの劃期であったことを示している。度制の面でも、寛文四年七月十三日定によれば織物定尺を触れ、五年秋に再改定しているが、<sup>⑧</sup>これをみれば度量衡それぞれの面での整備が進み、その全国的統一を図っていることが注目できる。寛文八年四月の枅調査の法令に、「其所々にていにしへより仕来出しひ諸色又へ他所より来ひ商売物、此両様津留於有之ハ其様子書注之、可差越事」とあり、既に二月には、米、大豆小豆、大麦、小麦、酒、塩、薪炭、荏、菜種、胡麻油、鯨油、魚油、江戸市中在庫高を調べていたこととあわせて、<sup>⑧</sup>これらは当時活潑となった商品流通に対する幕府の全国市場統制策であったことを示している。従って枅座の問題は、かかる政策の一環として位置付けられるのである。<sup>⑩</sup>

かくて近世前期においては、幕府はその基盤たる江戸・京坂の二要地ですら別個の枅を通用させ、ようやく寛文期において新京枅の全国通用をせしめたのであった。その場合



全国を東西三十三カ国に二分したと述べたが、その内容は秤座と同じく、京枡座は、五畿内、山陰（五国）山陽（八国）北海道（六国）西海道（九国）の西三十三カ国と老岐、対馬の二島であり、江戸枡座は、東海道、東山道、北陸道と丹波、丹後、但馬の東三十三カ国であった。この分布は一見整然と見えながら、かなり無理のあることは、京枡の当然流通範囲と思われる近江、丹波、丹後、但馬などが江戸枡座の区域に入っていることにも示されているであろう。当初は近江八幡、大津、丹波亀山に京枡が用いられており、度々混乱が起っている。

さて問題は、この枡座の独占体制がどのように貫徹したかであろう。それは秤座の場合を推測するとともに、全国市場における幕藩の位置づけを示す指標となると思われる。宝月圭吾氏は京枡の研究において、これらの点について、各藩の京枡採用の事情を検討されており、このすぐれた成果を利用しながら、若干の新見を加え、問題に迫りたいと考える。

以下は判明する限りで各藩の事情を見ると、新京枡採用の年代は次の表のようであり、その時期は、大部分寛文期

寛文 7	岡山	仙台	広島	熊本		
" 8	米沢					
" 9	金沢					
" 10	秋田	上田	姫路	福岡	白杵	
" 11	弘前	小浜	名古屋	小倉	久留米	
元禄 15	殿原					

は問題である。今各藩の中で、全く独自の枡を有していたものを除くとして、京枡使用の藩にあっても、枡座の枡を用いるものと、藩内で製造するものがあり、判明する範囲でも、後者の方が多いようである。

会津藩では、大工頭井沢七太夫の製造にかかる枡を用いており、高田藩では町年寄の差配下に枡座があり、寛文年間、旧枡を廃し、新京枡を採用したが、依然、高田枡座は存続し、後に樽屋より再三、枡改め、高田枡廃止の要請のあつ

に集中していることが判明する。しかも使用枡調査のおこなわれた八年以降、寛文十一年の間に圧倒的であり、新京枡の通用が広がったことを示している。幕府は高一万石に付き、五十宛の新枡を大名に割当、使用を奨励しているが、ともかく、この効果はすこぶるあがったと云わねばならない。

ところで、これにより枡座自身の影響力が広がったかという点、それ

た際にも、その権利は失われなかった。<sup>⑩</sup>名古屋藩では、沢田若狭に枅御用取扱を命じ、天和三年には大工頭齋谷某に移り、更に里村家が代々枅製造にあたった。この藩など幕令に歩調を合せつつも、しかも藩内で製造をおこなったのである。<sup>⑪</sup>また京枅座の通用圏では、岡山藩が寛文七年早くも御国枅を京枅に改定しているが、升奉行をおき、万治三年より大工三七に命じて枅を造らせていたため、改定後も枅屋三七がそのことにあたった。<sup>⑫</sup>その他、熊本藩、福岡藩も自藩製の枅があり、徳島藩も安永七年、京枅座より御国枅を自製している旨の訴訟がおこなわれていた。

かくして各藩では新京枅を使用しつつも、多く自藩内で製造していた。それは一つの利権をもつ産業であつたばかりでなく、領国経済に対する権威の現われとみられるのである。従つて、宝月氏も云われるように、幕府の新京枅採用は、ほぼ成功をみたが、両枅座の枅通用の意図は殆んど達しえなかつたと云えよう。

次に少数ではあるが、全く独自の枅をもつた藩についても検討しておきたい。紀伊藩は親藩であるにも拘らず、もともと独自の枅座をもち、大工棟梁角井又右衛門が、元和

六年より枅座を勤めていたが、寛政頃には、山田惣内が枅座をつとめていて、枅改めに際しては、「紀州卷国者枅師先年々山田惣内と申者仕来ゆ由、相除ゆ様、従江戸表被仰付」との指令がおこなわれている。西三十三カ国中、例外となつたのは紀州一藩であつたことは注意しておいてもよい。紀州枅はこのように独自の地位を保つたのみでなく、

枅の容量も京枅と異つていた。すなわち大なるは四寸八分深さ二寸九分の納枅と、四寸六分深さ二寸六分二厘余の小枅の二種がおこなわれていたのである。<sup>⑬</sup>また姫路藩は、姫履歴略記によれば、寛文七年に京枅を採用したとなつてい

るが、天明二年枅改めの際、京枅座が調査したところによると、京枅といながら、実際はこれより大きい枅がおこなわれていることを発見して問題となつた。京枅座では、「元来寛文中始まりゆ節、其節之御領主廻米之節、これれ米ニ而減少為無之、込米を枅目江盛込、大年寄之才覚ニ而拵ゆ枅通用仕来、大場之儀ニ而いつとなく所之通用ニ相成」として異儀を申立てている。その結果は不明であるが、文化二年には、姫路領も京枅座の枅改めがおこなわれているので、恐らく改正となつたのである。これらの例は、な

お独自の枡を有する藩の存在したことを示し、その他にも

姫路藩と同様の例の存在することを予想させるのであるが、ただこの枡が、姫路藩の例では、「御領主廻米」のため容積を大にしたものであり、恐らく年貢収納の際の有利を圖つたものと思われる。紀州藩でも大枡は納枡だったのである。このことは実は例外としてすませる問題ではない。一般に京枡を採用しても、なお古枡、国枡が通用したことは云う迄もないが、それが多く納枡が残存したことに注目しなければならぬ。名古屋藩では払枡のみ改正し、納枡は享保頃迄通用していたことが知れるし、松江藩も納枡を残し、高野山領では享保年間納枡が残つたため一揆の対象となつてゐる。寛文十年京枡を採用した秋田藩でも、元文五年には本廻枡に軽枡が存在し、本廻枡にて納米することを命じてゐるが、<sup>⑧</sup>ここでも二種の枡が用いられていたことが判明する。要するに領主は新京枡を採用しつつも、年貢収納に使用する納枡を極力残存したのであり、それは前代においても、土佐藩慶長六年八月廿一日の定によれば、「年貢納枡は先々相定志賀枡之事」と、とくに納枡を指定してゐるところからも明らかのように、共通の事情を示してい

ると考える。

すなわち新京枡の採用と、それに拘らず納枡の存続が判明したが、更に圧倒的に自藩製造の枡が多かつたことは、東西枡座に問題を戻すならば、その勢力は極めて小さいということであろう。この点は枡座の実際販売区域と、後述する枡改めの地域を見るならば、もつとも明瞭になると考へる。すなわち京枡座は三回の枡改めで、五畿内から山陽道はようやく広島まで改めたにすぎず、江戸枡座も高田藩ですら改めを拒否されてゐて、<sup>⑨</sup>両枡座とも幕府直轄領と僅かにその周辺に及んだにすぎないことがわかる。

以上、東西枡座の確立とともに、全国的に新京枡の流通を幕府は図つた。その企図はほぼ成功し、殆どの藩が新京枡を採用した。しかしその場合、自藩で枡を製造するものが多く、その点では両枡座の勢力は、幕府直轄領の範圍を余り超えなかつたと見てよい。田沼時代に始まる全国的枡改めも、僅かに山陽道の一部に及んだのみで止まつたのも、その現状を示していよう。

ところでかく京枡が採用されたのは、既に初期に始まる全国的米穀市場の存在の故であり、むしろ幕府がこの時点

で積極的に、この市場の掌握にのりだしたと考えるとよいであらう。しかも幕府が全国市場のカナメたる中央市場を把握するだけに止まらず、一步前進して、市場の整備、統制にふみだしたことを物語っているのである。ただ領主はその裏で、納柶を残存したことは、なお領国市場を、かかる全国市場から遮断することによって、独自性をたもち市場構造の二重性を利用しつつ、自らの地位を固めようとしたものとして注目する必要があると考える。<sup>16)</sup>

- ① 『御触書寛保集成』七四一頁 同右 九六〇頁
- ② 同右 九六一頁
- ③ 同右 九五九頁
- ④ 同右 九六〇頁
- ⑤ 同右 八九一頁
- ⑥ 同右 九三二頁
- ⑦ 『日本財政経済史料』第叁卷 一二七六頁  
絹袖、大工かねたけ三丈四尺、はば壹尺四寸、布木綿はば壹尺三寸の規定を行い、布木綿のみ、たけ二丈六尺に改定した。
- ⑧ 『御触書寛保集成』一〇〇三頁
- ⑨ 筆者稿『近世封建社会の経済構造』第五章参照
- ⑩ 『高田市史』一四四二頁以下
- ⑪ 『名古屋市史』産業編 一一八頁

- ⑬ 『岡山市史』三〇〇四頁
- ⑭ 福井家文書并に『和歌山史要』一五五六頁
- ⑮ 『秋田県史』二卷 四八九頁
- ⑯ 『土佐国地方史料』三一四頁
- ⑰ 前掲『高田市史』四四四頁
- ⑱ 樽屋は丹波、丹後、但馬へは柶改めを行い、手代が廻国しているがこれはやはり近畿の幕府勢力圏内にあったからと思われる（丹波・大山宮村、園田寛文書）。
- ⑲ 筆者前掲書 第一章第二節参照

### 三 柶座の機構

寛文年間において、柶座が独占的地位を確立したことを見たが、ここでは柶座の機構を具体的に明らかにしたいと考える。

柶座は先述した如く、棟梁中井大和守の配下におかれていた。上部機構との関係にしても、中井家宛に起請文を提出する必要であり、跡目相続に際して、中井家宛に起請文を提出していたことは、それを示していよう。<sup>20)</sup> 更にその上部機構は、京都町奉行所であり、その欠所方とよぶ一部門であることが知られる。

生産 柶製造については、柶座が職人をおき製作したので

あるが、詳細は不明である。当時、福井氏の宅地は油小路より堀川通りに及んだという家人のお話からすれば、宅地に工作場が附属していたと考えられる。しかし、職人は通勤が大半であったらしく、宗門人別改めには同家家族しか見出せない<sup>②</sup>。このような情況で、生産内容については、殆んどわからないのであるが、ただ注目すべきは枡製造の際に、京枡の木質部分は福井家で製作したのはもちろんであるが、鉞懸升と通常よばれているように、枡の各稜と、上面に斜に用いられている鉄の部分については、清水家で製作されていたことである。すなわち枡は木地を福井家で作ると、清水でうけとり鉄部分を付加し、これに「久左」の銘を切り、福井家へ戻したのであった。ここでは生産上の分業が特権に裏打ちされていて、封建的な枡座の構造をよく示している。

清水家は、いうまでもなく特権の御用職人であり、元禄十六年の由緒書によれば、家康より清水久左衛門が鍛冶方御用を勤め、元和元年の大坂の陣、京二条、大坂城作吏にも加わるなどしたが、寛永十一年家光上洛にも用を勤め、二条城鍛冶方御用、また禁中作事にも関係して武蔵大掾を

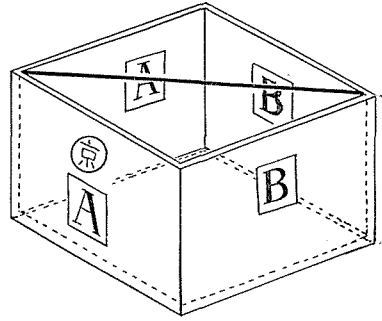
許され、元禄十六年には京都鍛冶触頭になっている。その中で、次のような一節は注目すべきであろう。

一、京都枡鉄物之儀茂、先祖久左衛門=被為仰付、私迄代々相務  
来申候、夫故御枡鉄物=久左と于今銘を切申候御事

すなわち、鉄物部分は久左衛門の代より、清水家の手で製造されていたことは明らかで、遅くとも福井家枡座と同時に  
期に行われていたと考えられる。

このように両家分業の上、製造されたから、枡販売収入は両者に分配されねばならなかった。すなわち売高之内より原料ならびに諸入用を引去り、残る利益を鍛冶方と枡座で等分したのであるが、後、木地枡を製造するに至って、従来の如く等分することは不公平であるので、安永九年十二月廿八日改めて取極めをおこない、五・七一と四・二九の比率で、枡座と鍛冶方が利益を配分したものである。

完成品は奉行所役人の認可を得て、枡座の焼印が押されて売出されたが、この焼印は、一升枡を例にとると、<sup>③</sup>とA印の一組と、印が表部に交互に打たれ、内側はA、Bが逆に押されている。福井家に保存されている、「御代々様御印鑑写」という帳簿によれば、所司代板倉周防守御印と



るから、彼が着任した同元年のものであろう。このように代替り毎に印が変ったが、寛文五年A'印は下のものとなり、以後B印のみ町奉行の変更毎に印が変ることになっている。

さて、ここで製造された枡に、どのような種類があつたかという点、通常の鉉懸枡については、まず最初は一升枡が基本であつたようであるが、寛文九年の当時には一斗、七升、五升、五合、一合の五種であり、宝永元年七月、更に二合五勺枡が作られたが、木地枡が金気を嫌うものの量器として生産されるのが、享保十四年であり、ここに新た

して、A印と、戌歳を図案化したと思われるB印が押印されている。これは恐らく寛永十一戌年の印と思われるが、現在、福井家所蔵の御本枡でもっとも古いものは、牧野佐渡守の印が押されていて、それは下のようなものである。B'印は明暦を崩したものである。



B 印



A 印



B' 印



A' 印



に木地枡の一升、五合、

二合五勺、一合が製造されることになった。

さて、その生産額は

どのようであつたらうか。元禄十年十月十六日より元禄十二年十一月十七日迄、約二年間に改めをうけた枡は、一〇〇六八丁であり、

その内訳は、一斗枡三

七五丁、七升枡二丁、

五升枡一五丁、一升枡

八〇一九丁、五合枡七

三四丁、一合枡九二三

丁となつていて、生産

高の八割が一升枡である。一升枡の需要が多いだけに、その生産量も多かったと思われる、以後もほぼ同様の傾向を示している。今、判明する限りでの枡生産高は次の通りであ

枀生産額 延享年間は一筆文書、その他は枀御改帳による。

2	7910	7	16366	5	29920
3	5905	8	10210	2	24310
4	4775	9	9190	3	19805
5	2776	10	21435	4	12155
		11	10201	5	18701
6	7927	12	11225	6	14960
7	9710	13	10215	7	16830
8	17192	2	9204	2	18700
9	12350	3	10993	3	22440
10	20088	8	17966	4	21505
11	16000	9	15896	5	15160
12	17243	10	13090	6	18700
13	18164	11	14226	1	14560
14	10405	12	14225	2	16830
15	11525	13	16830	2	19635
2	9532	14	17030	3	17765
3	7210	15	14025	4	14265
4	6140	2	22440	2	15895
5	6130	3	19635	2	19550
6	7155	4	22440	3	20570

る。

元禄年間の年生産量約五〇〇〇、延享年間平均約五〇〇

〇に比べると、文化年間以後は年間一万个の生産を下廻ったのは、文化六・七年、文政二・六・九年、天保二年の各年のみで、それも最低六一三〇個であり、天保八年以降は、一三〇〇〇〜二九九二〇の間を上下している。従って生産

額は上昇していると見られるが、これは再三にわたる枀改めの結果にもよろうが、全体として米穀売買の盛行から、農民層に枀需要が拡大していったと考えることができる。第三回の枀改めの際に、各村より所有枀数などの書上げが行われているが、嘉永七年には、大和古川村でも庄屋久兵衛の他に三名の者が枀を所有しており、年寄勘右衛門と嘉助が四挺を新調しているが、通常農村においても、このような情況であったので、在郷町である今井町では五七挺の枀があり、新調四四挺に及んでいた。かかる在地の枀需要の増大に支えられたことが、生産額の増加を示したものと云うことができる。

販売 販売に際しては大名の如く大口の場合はその大坂蔵屋敷などに納入していたが、<sup>⑤</sup>一般には出張所ないし代理人を通じて販売したようである。

大坂

享保十二年十月備後町一丁目に始めて出店を設けたが、安永九年枀改の際には本町太郎左衛門町荒物屋嘉兵衛方を旅宿として枀改所并に売場をおき、御用御枀所としたが、天明二年十二月同町岡屋新平の持家を店賃月三拾匁で借宅し、寛政五年九月、岡嶋喜

三より同町内で表六間裏行拾四間土蔵付の家を貳貫五百目で買っている。当時出店は奥村屋善兵衛が差配していたが、寛政十年六月彼の引負いが判明して伊勢屋左兵衛に変わった。天保頃は枼屋金藏、彼の退身後は弘化二年二月園部出身の新江屋(谷) 藤兵衛が支配人となって幕末にいたっている。

## 奈良

安永九年正月には元興寺町紙屋善左衛門(蟹江姓)が取次所となったが、(同町田村治左衛門)次に、同町いせ屋次兵衛に寛政十二年六月に移り、享和二年九月には同町金屋弥兵衛に、文政十一年十二月花菱町升屋藤九郎に移っている。元治元年花菱町枼屋庄右衛門とあるのは同じ升屋であろう。

その他では明和元年十月十一日には、「備後福山井ニ江州八幡へ是迄升売来い処、此度御印枼取次売所、板かんはんを差下し申度」としているから、恐らくこの時期に取次所がおかれたと思われる。近江八幡では安永五年頃には丁子屋善次郎が出店となっていた。

京枼座が、このように出店をおき販売したのは、需要の増大と、比較的遠地への需要に応ずるためのものであった。中には文政十三年十二月の願書の如く、広嶋への枼改とと

もに中嶋本町若狭屋三右衛門老軒を指定したいとしていることもあった。このような事情は、枼座の勢力拡張と密接な関係をもっていると云えよう。また江戸枼座にも、このように取次所を設けた例もあり、寛政二年九月には丹波、丹後、但馬三カ国枼取次所として、園部本町新屋忠太夫が依頼され、同五年十月には越後頸城郡川浦の吉右衛門が取次所となっている。また両枼座の通用範囲が、かなり人為的に分割されたため、混乱したことは、江戸枼座の通用地域である近江にもっとも明らかであるが、八幡に京枼取次所があり、大津にも、池田仙右衛門が出張所として存在し、<sup>①</sup>いづれも京枼座につながっていた。ちなみに大津には一時江戸枼座取次所が狛師町におかれたが閉鎖され、文政十二年には再建されたが続かず、幕末元治、慶応頃に町年寄枼屋伊兵衛が取次所を開いたことがあったにすぎない。このような事情は、近江の位置から考えても当然であり、政策的な分離のもたらした混乱であつたろう。

これら取次所と枼座の関係は、種々様々であつたが、安永九年正月十一日、奈良紙屋善左衛門との間にかわされた「覚」によれば、枼改に関して詳細な取極めを行っている。



枺 価 格 表

	1斗	7升	5升	1升	5合	2.5合	1合
初 期				4.匁3分			
寛文 9	26匁	20匁	15匁	4匁	2.5匁		1.4匁
元禄 17							1.7
宝永 1						2.1	
正徳 1				5.5			
〃 2	37.7	29.0	23.0	5.8	3.7	3.0	2.5
*元治 1	54.665	42.05	33.35	8.41	5.365	4.35	3.645
** 2,9	56.55	43.5	34.5	8.7	5.55	4.5	3.75
***慶応 2,3	113.1	87.0	69.0	17.4	11.1	9.0	7.05
〃 3,7	67.86	52.2	41.4	10.44	6.66	5.4	4.5
木地枺							
享保 14				4	2.8	1.8	1.6
元治 1				5.8	4.06	5.32	2.61
2,9				6.0	4.2	2.7	2.4
慶応 2,3				7.2	5.04	3.24	2.88
3,7				〃	〃	〃	〃

\* 4割半増 8月京都所司代が許す

\*\* 5割増

\*\*\* 2倍増 慶応2寅年より午年迄5年間許可

元治2年9月と慶応3年7月は、『日本財政経済史料』第2巻889~90頁

それは、①枺直段は、「老斗枺より老合枺迄弦掛木地枺共平均して老挺五匁八分にならし、式割半引ニ相定」取引を行

い、②古枺の修繕料改印料は紙屋が取る代り、大和枺改中の店賃食費や枺職人給料九〇日分、伏見の運賃、役所方との交渉費用などは紙屋が負担した。要するに京枺座は枺改めの為に、御本枺写や焼印などを持参するが、実際費用は紙屋が支払ったのである。このような条件は、取次所との間で一般におこなわれていたと考えてもよいであろうし、とくに式割五分引で枺を卸していることは注目してもよいと考える。

販売に当っては、周知のように、幕府よりの公定価格がおこなわれていた。その直段は上表の如くである。当初は一升枺四匁ではなく、四匁三分の時期があったようであり、元禄十七年六月の願書には「三分者御所司様江指上り、右枺被為仰付ゆり、五、六年過、三分通上納者御赦免被為成、私江被下置り、其比者諸色下直ニ茂御座り故、被為下置り三分通り者直段下ケ、其節より老挺ニ付四匁宛ニ売来」との記録が残っている。しかし、その後定直段として四匁に落着いたようであり、正徳元年には五匁五分、正徳二年の改正で五匁八分となり、以後この直段が御

定直段として基本価格となつてゐる。享保三年貨幣改鑄の結果、新銀勘定になつた時の窺書上によれば、「御升直段之儀者古来々御定直段慶長銀ニ而壹升入舛四匁ニ被仰付売来リハ処、元禄九十年金銀御吹替之通用銀ニ而も、右之直段ニ売出しハ付、舛出来兼、大分損銀」となつたので、正徳二年に改定したようである。享保三年には新銀勘定になつてゐるから、「古来之舛舛直段壹升入四匁ニ売出申度」と伺いをたてたのであるが、結局この改定はおこなわれなかつた。幕末には物価高騰により値上げがおこなわれたが、とくに元治元年には蛤御門の変による京都大火も加わつて、原料である檜・鉄の高騰と、職人手間賃の高騰から高値となつてゐるが、これらは御定直段に何割増ということ、基準は正徳二年直段であつた。

さて、このようにして、柶製造販売の結果、どの程度の利益をあげたかが問題であるが、鍛冶方清水家との利益配分に際しての数字をあげると次のようである。

一、京見世ニ而売銀高 鉦掛柶之分斗

子正月々十二月迄

銀高八貫三拾三匁六分

内

銀 四貫貳百九拾三匁五分

右者木地代鉄物代并柶様方御印頂戴之節焼代万端入用共ニ引之

残而

銀三貫七百四拾目壹分

此内

老貫五百目 当子年正月々十二月迄諸入用ニ造一式鉦掛之方

斗ニ割

残銀得用

貳貫貳百四拾目壹分 有之

これは安永九年分で、京見世鉦掛柶の利益だけであるが、これによつても大体の比率を知ることができる。すなわち売上高に対する製作費用と諸入用、純利益の比は次のようであつて、諸入用が木地柶の分までを含んでいてかなり多いが、ほぼこのような情況を示したと見うる。他地域での販売は、これに運賃などが加るが、この柶座の生産量から利益に近いものが計算しうるであらう。以上、柶座の構造について、判明するところを述べた。

高上製	100%
製作費用	53.44
諸入用	18.67
利益	27.88

① 起請文前書は例えば慶応二年十二月

一、今度私儀養父作左衛門名跡ニ被仰付、前々之通升仕立売出し  
外事被仰付難有奉存候、京升大小仕様随分念を入出来候、度々  
御奉行様江奉願御役人中之御吟味を請、御極メ之上売出シ可申  
候、御改無座候升売擬ニ而も売出し申間歸候、勿論京升大小之  
寸法御定之通無相違、木品鉄物等吟味仕、少茂鹿相ニ無御座候  
様ニ仕立可申事

を第一条に、定値段を守ること、普請方御用、絵図等について  
も、後暗いことはしないと誓っている。

② 中期幕末において判明する宗門改めには、家族と手代一名と  
下男下女一、二名の小家族である。

③ 大名では小倉藩、小浜藩、藤堂藩などが見出されるが、もつ  
とも大口なのは金沢藩であり、天明元年には一斗枅二〇を始め、  
一一〇の枅を購入し、殆んど連年にわたって、多い時で四・五〇  
〇、少いときで四〇位の枅をかっており、それは藩用であると思  
われる。

④ 『大津市志』中 九四九・五〇頁

⑤ 『御触書寛保集成』 九六一頁

⑥ 同右 九六二頁

#### 四 枅改めについて

成立した枅座の独占が強化されたのは、随次おこなわれ  
た枅改めであった。すなわち全国を東西三三カ国にわかっ

て通用を規制したのであるが、これを有効ならしめるため  
に、各地を枅座の役人が巡見して枅改めをおこなったので  
ある。それは京枅の普及とともに、枅座の特権を保護しよ  
うとするものであった。これは秤についてもおこなわれて  
おり、寛保四年をその初めとするが、枅座については、安  
永五年二月江戸枅につきおこなわれたものが最初であり、  
京枅座では翌六年訴訟、七年八月枅改めの令が出ている。  
これを第一回として第二回は文化七年六月、第三回は弘化  
二年と、全国的規模でおこなわれた枅改めは、三回にわた  
って実施された。

ところで部分的には、枅改めの実施は、享保年間に見ら  
れる。江戸枅座では享保二年・同十年に江戸市中における  
枅改めの許可をえたが、京枅座では享保十一年十月、福井  
作左衛門訴状に、「一、京枅近年段々不売ニ成ハニ付、前  
々之売高と引合ハ処、拾力年以來年々ニ売減、依之身上不  
如意ニ罷成……私売出シハ御印枅之外、紛敷枅世上ニ取扱  
商売ニ茂不仕ハ様ニ從御奉行様被為仰付被下ハ様ニ奉願ハ」  
とある。すなわち、枅改の前提には、京枅が不況になり、  
紛敷枅の禁止を願ったのであり、既に当時から見廻りを出

していた樽屋とも連絡をとって、枅改をおこなうのである。享保十四年二月の願書には、「江戸表之儀へ先年無判之升取扱申儀御停止之御触被爲成ひ、以後升師樽屋藤左衛門方へ見改之者度々差出吟味仕ひ」として願出、同年より「以後定式見廻之者差出し」升見をおこなうようになったのであるが、十四年、京、同十九年大坂において升見改をおこなった。この際、酢、醬油、酒製造業者から、取扱商品の必要上「古来へ木地升」を用い、京枅は鉄気が出るとして訴願し、結局木地枅を枅座が製造するようになったことを付け加えておきたい。

さて全国的に枅改めを実施するに至ったのは安永からであるが、以下、それらの実施情況についても検討しよう。まず第一回は安永六年に訴願され、同七年八月升改めの触がだされた。そして安永八年、京・山城を始めとして、大和、摂津、河内、和泉、播磨を改め、天明三年に終了した。この時は姫路領は別種の枅が通用していたため、藩側は立入を拒否し、備中、讃岐など各藩にも立入りを訴願するも不許可になっている。

第二回は文化七年六月全国に枅改の触がでていますが、こ

の時は既に、文化二年三月京都のみは町奉行の許可を得て、済ませており、触の出た翌八年三月には大坂へかかり、九年十年と周辺を調査していたが、文政二年八月には倉敷、翌三年備中、六年備後福山領へと山陽道を改め、広島領へも手をのばしていた。そして八年には、また京、伏見を含む山城の枅改めをおこなっている。

第三回は弘化二年に始まり、京、山城、大和、摂津、河内、和泉、播磨とすませ、安政六年には山陽側にいたっている。

このように調査範囲は、畿内から播州、備州に及んでいるが、法令の上では西三十三カ国に適用されるべきものが、僅かに畿内と山陽筋の一部にしかおこなわれていないことは注目すべきであろう、と考える。もともと枅改めは、枅座の要求から出て実施されたのであるが、幕府にとつても、これにより全国的商業統制の一環としての役割を果さしめようとしたのであるが、事實は、枅座は幕領の多い畿内と、その周辺にしか勢力をのばしえなかったものであり、第二回では、譜代の姫路藩を始め各藩から拒否されている。例えば、四国では松山、大洲両藩、薩摩藩なども交渉している

が、「御領内、江戸表へ御断相済、国枅取扱ひニ付、改ニ入込而者、失脚万端費等御座の間、御引合申申様国元ノ申越申申」と断っている。つまり、それらの多くは独自の領内経済体系を維持しており、御国枅を製作していたからであつたらうと思われる。この意味では幕府の全国市場統制も、なお藩経済の独自性を崩しえなかつたことを示すものであろう。

さて、この枅改めの具体的情況を検討しておこう。まず枅改めの触は、無判枅、紛敷枅などを禁じたが、実際は枅座の手代が巡廻してくるのに、一定の日に、町村毎に庄屋、年寄が、「枅取集メ枅改所へ持参」するのであり、その数を調査して報告するのを例とした。従つて、これは全く在方の機構を利用したものと云える。集められた枅は、不審なもの没収し、修繕しうるものはなおし、無判枅には焼印を押すなどした。

この結果は、安永九年一月の洛中洛外の調査で、一六五〇挺の枅を取潰すなど、多数の不正枅を発見しているが、枅座にとつても、販売上好成績をもたらした。文化の枅改めの際、文政二年六月、大坂三郷と摂河泉播での枅改を完

了して、鉾掛枅一七六四二挺、木地枅四二〇二二挺、計五九六六四挺、約六万挺の売上をしているから、これは枅座の販売に大いに影響をもつたと見られるであらう。

さて、この枅改めには何人かの手代を遣わしたが、代理店のある所では、安永九年、第一回枅改めには既に述べたように南都紙屋善左衛門と契約を結んでいる。安永五年十月九日には、山城国以外の枅改諸事一式支配を、大坂小倉町源藏、播州印南郡細工所村伊作が引請けており、仕込等は彼らの負担とし、「税金」として五〇兩を福井へ差出す他、枅改期間二〇年の内三年間は月五〇〇目宛を納入し、大坂出店徳用分として更に年銀五貫目を納めるなどを定めている。しかし、これは実行されず、安永八年には、谷森善藏なる者と約束して、西三十三カ国二島の枅改を十五年間で完済するとして、その間善藏が惣差配をし、「諸入用井升方仕入金共不残」負担することとしたが、その利益は六分を善藏、四分を福井の収入とする旨を契約した。ただし當時、枅座は財政的にも困つていて、役所よりの借金も増大していたから、このように善藏の財政的援助を得て、枅座の存続を図つたものと思われるが、結局解約した。

しかし、第二回からは、手代として廻国したものは先のような形をとらず、柁座の手代として雇われたものらしい。文政六年二月には、廻国手代、塚原佐兵衛、中嶋吉五郎、長谷川佐右衛門、山本松之助、高橋六左衛門の五名の一札をとっているが、それには風儀心得についての制約であり、勘定その他「私慾ケ間敷事」を禁じている。

以上で柁改めを中心に述べてきたが、これが柁座の不振に一因のあることを指摘しておいたが、それはいわゆるにせ柁の横行によるものであり、その摘発に重点がおかれたことは云う迄もない。今、福井家文書から判明するところをあげると、安永九年七月の大坂改で、不法柁所持者二十七名があげられ、閉門せしめられているが、このような例は無数に存在する。そして非法製造人の発見も多く、安永五年二月には、木地柁製造の隙で、京西洞院押小路鍵屋庄右衛門、大宮七条升屋平兵衛、西洞院五条近江屋九郎兵衛があり、天明五年十月にも大坂で五名、寛政四年二月、京で十九名、文政九年三月には摂津西成郡稗嶋村伝法屋与市、九条村播磨屋徳次郎、勝間村亀屋新兵衛、和泉大鳥郡湊村高木屋喜八の四名が、天保二年には奈良・郡山で三名が処

罰されているが、このように発見された場合には情状にもよるが、家財欠所の上、五畿内、上野、武蔵、東国、東海道、日光筋構という中追放に処せられるのが一般であるが、なおこのような密造人が絶えなかったのは、畿内を中心に柁の需要が多く、柁座の独占に対するアウト・サイダーの意味をもったものと思われる。従って柁座はこれらによって絶えず動搖にさらされていたのであった。

柁座の経営は、その価格を定められていたとはいえず、独占的企業であり、生産量も増し、その価格も先の計算によれば、ほぼ三〇%の利益を保証されていたのであるが、それにも拘らず、経営は徐々に困難を加えていたようである。宝暦十二年には勘定方より銀六貫匁を拝借し、十三年には八幡新町備後屋才右衛門より、月六朱の利足で二十三貫目の借用をしている。また安永二年以降、やはり町奉行所勘定方より利足月六朱で老貫目宛借用している。従って、一時期かもしれないが、かなり経営困難になったこともあったようである。それが何次にもおこなわれた柁改めにより、危機を切抜けたものと思われる。

しかし、かかる独占的体制が崩壊する時期が到来した。

明治維新は、新しく度量衡制度の改定と、その実質的な全国統一が行われるのであるが、枡座もまた旧来の特権を廃止され、新しく出發するのである。

① 寛保二年の取極めによれば、似せ枡を製造したものは、引廻之上獄門となっており、「入目違無之に於ては中追放」となっている。従って、これらは京枡の密造をおこなったものである。(『古事類苑』秤量部五三頁)

付記 福井家文書の調査に際しては、御当主竹田博二氏はじめ家人の方々にお世話になった。厚く御礼を申し上げる。また本調査は京大國史研究室小葉田教授の大学院演習「近世の京都」の研究の一環としておこない、近世物価史研究会の研究の一部をかねたものである。調査には小葉田教授、野村節子氏が同行された。記して感謝の意を表する次第である。

(一九六一年三月稿六三年再訂)

(京都大学講師)

## Concerning the *Rekidai Hōan* 歴代宝案

by

Atsushi Kobata

Last year in November at the Institute of Advanced Projects of the East-West Center, Hawaii University, I wrote a paper, "Commentary on the *Rekidai Hōan*", for the Institute's program of research on Ryukyu history. About that time Mr. Lai Yung-Hsiang's introductory paper entitled "Li-tai-pao-an, a collection of documents on foreign relations of the Ryukyu Islands" was also published. An abridgement of the *Rekidai Hōan* kept in Taiwan National University was put on microfilm by the Academia Sinica of Taiwan last year and given into the custody of the Library of the Institute of History and Philology of the Academia. At the end of last year and during the spring of this year several copies of the microfilm were made and distributed to the Library of Congress in Washington, the University of Hawaii's East-West Center, the Harvard-Yenching Institute at Harvard University, the Toyo Bunko in Tokyo, and the School of Oriental and African Studies at London University, as well as to Ryukyu University. In this way the *Rekidai Hōan* has gained the attention of some of the world's scholars on the Far East. My paper has been translated into English in preparation for publication at the East-West Center, and with the understanding of the Center administration, I have made some revisions for the purpose of the present article.

## The *Kyo-Masu Za* 京枡座 in the Edo Period

by

Osamu Wakita

It is commonly accepted that in research on the early Edo period with its emphasis on the feudal society based on the 石高制 (system of rice revenues fixed in *koku*) in which grain was



the main commodity of commerce, problems of measurement are a major concern. Prof. Keigo Hōgetsu has already published his excellent work on this problem. In this article I have relied on the 京枅座文書 (Documents of the *Kyo-masu Za*) which I had occasion to peruse and have tried to throw light on the formation and structure of the *Masu Za* which was part of the Bakufu's system for controlling commerce. The *Kyo-masu Za* came under the subordinates of the House of Nakai, Chief Carpenters, with their close relationship to the Bakufu. Thus they received the Bakufu's supervision and the privileges of special protection in production and prices of *masu*. This analysis, as well as illustrating certain features of the system of privileged monopoly, also clarifies some aspects of the feudal lords' control of the market.

### The Significance of 稅 (Tax) and 課 (Levies) among the Burdens on the Tang People

—The Vocabulary of the 輪課稅物 System in Tang Law—

by

Senyu Nishimura

As I wrote previously in an article entitled "The Significance of 稅 and 課 in the Ledgers and Registers of Western Wei" in the *Far Eastern History Review*, Vol. 20, Nos. 1 and 2, the appropriations from the people under the 均田 (Land Division) system of the Northern Dynasties period in China can be divided into the two categories of tax and levies. Similar principles of classification are applicable in the 均田 systems of the Sui and Tang Dynasties. Therefore, I would like to discuss the taxes and levies of the Tang period as an extension of my previous article.

As the Tang period was the period of the breakdown of the 均田 system which had continued and developed from the time of the Northern Dynasties, and the period of the appearance of a new system of taxation called the 兩稅法 (Two-Tax System), the relation between the old and new systems as well as the pro-